

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年4月7日～2022年4月13日)

令和4年(2022年)4月15日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>対露制裁法案の議会通過                      憲法改正案の議会提出                      ウクライナ避難民受入れの費用負担に関する世論調査結果                      新しい開発・技術大臣の就任                      スモレンスク政府専用機墜落事故12周年追悼式典                      ワルシャワ市によるロシア関連不動産の接收                      上院議長解任動議の否決                      ウクライナ避難民に対するPESEL発行件数                      ウクライナのEU・NATO加盟に関する世論調査結果                      早期議会選挙を巡る報道                      モラヴィエツキ首相とサンドウ・モルドバ首相との会談                      対露関係を巡るモラヴィエツキ首相とマクロン仏大統領の応酬                      ドゥダ大統領のロンドン訪問                      ロシアの人権理事会資格停止に関する外務省声明                      ラウ外相とラドマン・クロアチア外相との会談                      OSCEトイカ外相によるポーランド東部訪問                      ドゥダ大統領のウクライナ避難民のためのプレッジング・イベント出席                      モラヴィエツキ首相とデ・クロー・ベルギー首相との会談                      シュタインマイヤー独大統領のポーランド訪問                      リトアニア大統領、ラトビア大統領、エストニア外相のポーランド東部訪問                      ロシア情報機関関係者の拘束                      エイブラムス戦車用輸送トレーラーの配備                      ドゥダ大統領とバルト三国大統領のキーウ訪問</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話22 696 5005 Fx 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p><b>治安等</b></p> <p>2022年第1四半期の交通事故統計</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>ウクライナ避難民支援で自治体に5億ズロチを補償                      EUからのウクライナ避難民支援補助金                      食品価格の高騰続く                      ポーランド航空管制局の対立によるフライトの遅延                      マゾヴィエツキエ水素バレー                      ポーランド初の原子力発電所の説明会</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起                      孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて                      大使館広報文化センター開館時間                      文化行事・大使館関連行事</p>								

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

## 内 政

**対露制裁法案の議会通過【7日・12日・13日】**

7日、対露制裁法案に関する審議・投票が行われ、賛成445票、反対0票、棄権11票(棄権した議員はすべて「同盟」所属)で可決された。同法案は、①ロシアとベラルーシからの石炭の禁輸、②内務・行政大臣が策定・管理するロシアのウクライナ侵略に対する支援に関連する制裁リストに含まれる個人・団体のすべての資産及び経済資源の凍結、③ロシアのウクライナ侵略を支援する名称・シンボルの使用・促進の禁止などを定めている。

12日、上院本会議で同法案に関する審議・投票が行われ、全会一致で採択しつつ、①ロシアとベラルーシからのLPGガスも禁輸とし、②制裁リストを策定・管理する権限を内務・行政大臣ではなく首相に与えるとする修正を付して下院へ差し戻した。

13日、下院本会議で上院が同法案に付した修正に関する審議・投票が行われ、否決された上で同法案は採択され、大統領の署名へ送付された。

**憲法改正案の議会提出【7日】**

7日、憲法改正案がウカシュ・シュライベル首相府大臣によって議会に提出された。同改正案は、ロシアの国家とオリガルヒの財産の接収及び防衛費に関する公的債務の限度額の撤廃を定めている。モラヴィエツキ首相は、ポーランドの憲法改正がロンドンやベルリン、パリ、ブリュッセルの意思決定に影響を及ぼし得ると述べた。憲法改正には下院の3分の2(307議席)と上院の絶対過半数が必要とされている。

**ウクライナ避難民受入れの費用負担に関する世論調査結果【7日】**

7日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが実施したウクライナ避難民受入れの費用負担に関する世論調査結果を発表した。これによれば、ウクライナ避難民の維持管理費用を負担すべきなのはEUであると考えている人々は全体の61.4%であり、ポーランド政府であると考えている人々は25.7%となった。その他、8.9%の人々は避難民を受け入れた個人、0.2%は地方自治体が費用負担すべきと考えていることがわかった。EUがウクライナ避難民受入れのための資金を提供すべきだと考えている人々については、与党支持者の84%、野党支持者の51%にのぼる結果となった。

**新しい開発・技術大臣の就任【8日】**

8日、ヴァルデマル・ブダ基金・地域政策副大臣が新しく開発・技術大臣に就任した。同大臣は、「今回の任命は、自分にとってポーランドへの奉仕における新たな挑戦の期間の始まりを意味する。一人の人間として光栄に思うとともに、さらに意欲が湧いてきた。モラヴィエツキ首相から託された責任を自覚している。政府における自分の使命への期待に応えるため、あらゆる努力をすることを約束する。」と述べた。前任のピョトル・ノヴァク元開発・技術大臣は、本年3月24日にモラヴィエツキ首相によって更迭されることが明らかとなり、4月7日付けでドゥダ大統領によって解任されていた。

**スモレンスク政府専用機墜落事故12周年追悼式典【10日・11日】**

10日、スモレンスク政府専用機墜落事故12周年を迎え、追悼式典がポーランド各地で行われた。2010年の墜落事故では、当時のレフ・カチンスキ元大統領夫妻をはじめ、96名が逝去した。ドゥダ大統領は、カチンスキ元大統領夫妻が埋葬されているヴァヴェル城で献花し、「今日、メディアで目にする破壊されたウクライナの映像が頭に思い浮かぶ。カティンの森における虐殺の光景が想起される。4月10日、彼らは犠牲者を追悼するために飛行機で向かっているところであった。記憶しておくことは我々の義務である。」と述べた。カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、大統領府で演説を行い、「我々は何が起きたのか知っている。複数の機関によって検証された、あらゆる問いに対する首尾一貫した答えを持っている。これは、近い将来国民に提示されることになる。自分は、暗殺という犯罪の記念日に、これを述べたかった。」と語った。

11日、アントニ・マチェレヴィチPiS副党首率いるスモレンスク政府専用機墜落事故調査委員会によって発表された報告書によれば、事故の原因はロシアによる干渉であったという。

**ワルシャワ市によるロシア関連不動産の接収【11日】**

11日、ワルシャワ市は、共産主義時代からロシアによって不法に所有されていたとされる「Szpiegowo」というビル(ソビエスキエゴ通り100番地)を接収した。同ビルはポーランド人民共和国時代にロシアの外交官によって使用されていたが、近年は同ビルの法的地位を巡りポーランドとロシアの間で権利を争っていた。ワルシャワ市は、同ビルをウクライナ避難民のためのシェルターとして活用する計画を立てている。

ポーランド外務省は、ワルシャワ市の要請に応じて実施された強制執行手続を歓迎する旨の声明を発売した。

### 上院議長解任動議の否決【12日】

12日、グロツキ上院議長の解任動議に関する審議・投票が行われ、賛成45票、反対52票、棄権1票で否決された。今回の解任動議は、同議長発ウクライナ最高評議会宛ての発言を受けて「法と正義」(PiS)が本年3月に提出していたものである。

### ウクライナ避難民に対するPESEL発行件数【13日】

13日、シェフェルナケル内務・行政副大臣兼ウクライナ戦争避難民担当政府全権委任代表は、これまでの間に84万6千人のウクライナ避難民に対してポーランドで社会保障を受けるために必要とされる個人番号PESELが発行され、そのうち96%が女性と子どもであったと発表した。同副大臣によれば、ウクライナ避難民支援法の発効以来、約6万人が既に職に就いているという。

### ウクライナのEU・NATO加盟に関する世論調査結果【13日】

13日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、世論調査機関Kantar Public が実施したウクライナのEU・NATO加

盟に関する世論調査結果を発表した。これによれば、ポーランド人の95%がウクライナのEU加盟を、90%がウクライナのNATO加盟を支持していることがわかった。西側諸国がウクライナに対してこれまでよりもさらに支援を提供すべきだと考えているポーランド人は87%にもものぼり、70%以上の人々がEUと英国によるウクライナ軍へのさらなる武器供与、60%以上の人々がウクライナへのさらなる財政支援とロシアとの貿易の断絶を求めていることが明らかになった。

### 早期議会選挙を巡る報道【13日】

13日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、与党「法と正義」(PiS)の情報筋が早期議会選挙の構想に再び言及したと報じた。与党関係者によれば、早期議会選挙が必要となる理由として、議会における過半数が不安定であること、そして連立与党間の不和が挙げられているほか、ウクライナにおける戦争が何か月にもわたり継続した場合に経済状況が悪化の一途を辿る可能性も指摘されているという。報道によれば、12日にPiS党内で早期議会選挙に関する議論が行われたとされており、イースター休暇の後に連立与党「連帯ポーランド」や「共和党」、「新生ポーランド」も交えて選挙協力に関する話し合いがなされ得るとみられている。

## 外交・安全保障

### モラヴィエツキ首相とサンドウ・モルドバ首相との会談【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したサンドウ・モルドバ首相と会談を行った。同会談の目的は、特にモルドバの変革を支援するための現在進行中及び計画中のプロジェクトと財政状況について話し合うことであった。両首脳は、ロシアのウクライナ侵攻に伴うモルドバの経済・社会支援のための2,000万ユーロの長期融資に合意した。また、ロシアのウクライナ侵攻と侵略者による戦争犯罪に関連する国際社会の行動についても議論された。その中で、エネルギー安全保障やサイバー・セキュリティについても話題が及んだ。

### 対露関係を巡るモラヴィエツキ首相とマクロン仏大統領の応酬【7日】

7日、マクロン仏大統領は、日刊紙「ル・パリジャン」のインタビューにおいて、モラヴィエツキ首相を「LGBTを排除する極右の反ユダヤ主義者」であるとして非難し、同首相は、フランス大統領選挙に立候補している極右マリーヌ・ルペン候補を支援したいと思っていると述べた。これに対して、ブシダチ外務次官は、TVPインフォのニュース・チャンネルにおいて、同大統領の発言は絶対に容認できないと述べ、虚偽に基づいていると述べた。また、同次官は、「我々はこの

種の言葉を受け入れることはできない。マクロン大統領のレトリックは行き過ぎている」とも述べた。同日、ラウ外相は、抗議のため駐ポーランド・仏大使を外務省に召喚することを決定した。

4日、モラヴィエツキ首相は、マクロン大統領に対し、「あなたはプーチンと何回交渉し、何を達成したか。何か行動を止めたのか」と批判していた。また、同首相は、「普通は犯罪者と交渉しない、犯罪者とは戦わなければならない」と述べ、「ヒトラーとは誰も交渉していない。あなたはヒトラーと交渉するのか。スターリンと交渉するのか。ポル・ポトと交渉するのか」と発言していた。

### ドゥダ大統領のロンドン訪問【7日】

7日、ドゥダ大統領は、ロンドンを訪問し、ジョンソン英首相と会談を行い、ロシアのウクライナ侵略とポーランドと英の軍事協力について議論した。会談では、ポーランド・英共同声明が採択された。同声明は、「欧州がここ数十年で最大の安全保障上の危機に直面し、同じ欧州の民主主義国家が攻撃されている中、ポーランドと英国は肩を並べている。我々は互いをヨーロッパの最も親密なパートナーであると考え、共に未来に立ち向かうことを決意している」と表明した。また、同声明は、「我々は、武器供給と訓練の長期的な調整でウクライナを支援し、ウクライナのニー

ズの特定と軍の近代化を支援するポーランドと英国の合同委員会を提案することに合意した」と強調した。さらに、同声明には、英国が「ポーランドに一時的に滞在しているウクライナ避難民への人道支援を行うため、ポーランドへの支援を3倍の3,000万ポンドに増額する」とも明記されている。

#### ロシアの人権理事会資格停止に関する外務省声明【7日】

7日、外務省は、ロシアの人権理事会の資格停止に関する国連総会決議の採択を受けて、同決議を歓迎する声明を発出した。同声明は、「国連人権理事会のメンバーでもあるポーランドは、今年2月のロシアのウクライナ侵攻が始まって以来、ロシアの資格停止を求めてきた。ウクライナ侵略の際にロシア側が行った国際人道法・人権法の違反の程度は、ロシアが人権理事会に積極的に加盟することと相容れず、その存続は国連における人権保護システムの信頼性を損なうものである」と強調した。

#### ラウ外相とラドマン・クロアチア外相との会談【8日】

8日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したラドマン・クロアチア外相と会談を行った。同会談の主な議題は、ロシアのウクライナ侵略とポーランドとクロアチアの外交関係樹立30周年記念の文脈での二国間関係だった。ラウ外相は、今日、両国はEUにおける活発なパートナーであり、NATOにおける同盟国として、欧州の安全保障と発展のために緊密に協力している、と強調した。両外相は、ポーランドとクロアチアは、三海域イニシアティブ(3SI)を共同で立ち上げた国として、今後も中・南東欧における地域協力の強化に向けて活動していくことを確認した。両外相は、欧州の安全保障情勢、ロシアの侵略と戦うウクライナを支援するための更なる措置、及び侵略者であるロシアに対する更なる制裁措置を採択する計画について協議し、ウクライナ及び西バルカン諸国に関しても、EUの拡大政策を引き続き積極的に支援する意志を確認した。

#### OSCEトロイカ外相によるポーランド東部訪問【8日】

8日、ラウ外相は、OSCEトロイカ(注:OSCEの前議長国及び次期議長国)のリンデ・スウェーデン外相及びオスマニ北マケドニア外相と共に、ポーランド東部ジェシュフでクレバ・ウクライナ外相と会談した。同会談において、外相らは、ロシアに対し、敵対行為を停止し、ウクライナから軍を撤退させるよう改めて求め、極めて困難な時期にあるキーウを全面的に支援することを表明した。また、外相らは、ロシア軍によって行われたブチャ及びキーウ地域の他の都市における市民を標的とした不法な暴力の報告及び衝撃的な証言が寄せられていることに遺憾の意を表明し、独立した調査を行うことを改めて要求した。OSCE議

長のラウ外相は、OSCEは引き続きウクライナ社会を支援することを約束し、支援の用意があることを表明した。外相らは、国境警備隊の代表者と会談し、ムウニの難民受け入れセンターを訪問した。

#### ドゥダ大統領のウクライナ避難民のためのプレッジング・イベント出席【9日】

9日、ドゥダ大統領は、ワルシャワにおいて開催されたウクライナ避難民のためのプレッジング・イベントに出席した。同会合は、欧州委員会とカナダが主催し、国際NGOのグローバル・シチズンが企画したキャンペーン「Stand Up For Ukraine - Together for Ukraine」の総括としてワジェンキ宮殿で行われた。同会合には、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長が出席した他、カナダのトルドー首相がオンラインで参加した。

ドゥダ大統領は、スピーチにおいて、「この会合もまた、国際的な結束の表れと言えるだろう。今日、我々はウクライナを守るために立ち上がっているが、同時にウクライナは我々を守るために立ち上がっている。ウクライナ人は、自分たちの自由のためだけでなく、我々の自由のためにも戦っている」と強調した。また、同大統領は、戦争の終結後、ロシアの侵略から国を再建するために、ウクライナは根本的な経済の後押しが必要だと強調し、「近い将来、ウクライナには巨大な経済刺激策が必要になる。それは、ウクライナのための新しいマーシャル・プランである」と述べた。

#### モラヴィエツキ首相とデ・クロー・ベルギー首相との会談【11日】

11日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したデ・クロー・ベルギー首相と会談を行った。会談の主な議題は、ロシアのウクライナに対する攻撃による広範な影響、対露制裁措置、そして戦火に見舞われたウクライナへの支援の可能性についてであった。ロシアの戦争犯罪について、両首脳は、犯人を特定し、処罰するためにあらゆる手段を講じることを主張した。モラヴィエツキ首相は、ロシア軍の再編成は、ドンバス、ルハンスク、マリウポリ周辺でさらなる大規模な攻撃を行うための準備であると評価し、「第二次世界大戦以来、世界のこの地域、欧州のこの地域で、最も決定的な戦い、同時に最大の機甲戦がおそらくまもなく始まるだろう」と指摘した。また、同首相は、対露制裁について、「制裁は弱すぎるワクチンのようなものだ」という比喻も用いることができる。現段階では、プーチンの戦争マシンを止めることができなかつただけでなく、ロシアで行われている特定の経済活動のある程度強化してしまった」と指摘し、より広範な制裁パッケージを実施する必要性を改めて強調した。さらに、同首相は、ウクライナ避難民の支援について、「欧州委員会に対し、前回の難民危機の際にトルコ

を支援したように、ポーランドもEU予算から援助を受けられるよう訴える」と述べた。

### シュタインマイヤー独大統領のポーランド訪問【12日】

12日、ドゥダ大統領は、ワルシャワを訪問したシュタインマイヤー独大統領と会談を行った。ドゥダ大統領夫妻は、ベルヴェデル宮殿において、独大統領夫妻を迎えた。ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領は、ロシアのウクライナ侵略の阻止やウクライナ及びウクライナ避難民の支援を主な議題として話し合った。ドゥダ大統領は、「現在及び将来における、ウクライナ避難民と共通の問題になるであろう多くの問題の解決に財政的に貢献するEUの特別な基金の設立を支持する独側からの積極的な声に期待している」と述べた。今年2月に再選したシュタインマイヤー大統領がポーランドを訪問したのは今回が初めてとなった。

### リトアニア大統領、ラトビア大統領、エストニア外相のポーランド東部訪問【12日】

12日、ドゥダ大統領は、ジェシュフにおいて、バルト三国の指導者とウクライナに関する臨時の会合を行った。同会合には、リトアニアのナウセーダ大統領、ラトビアのレヴィッツ大統領、エストニアのリーメツ外相が出席した。同会合では、ウクライナ及び地域の安全保障状況やウクライナへの支援方法について話し合われた。クモフ大統領府国際政策局長官は、ドゥダ大統領、レヴィッツ・ラトビア大統領、ナウセーダ・リトアニア大統領、カリス・エストニア大統領(今回はリーメツ外相が代表)による定期的な会合は、地域の政策の調整に役立っている、と強調した。

### ロシア情報機関関係者の拘束【12日】

ブワシュチャク国防大臣のスポークスマンは、ポーランド軍憲兵隊が、ロシア情報機関のために活動していたロシア人スパイを拘束したと公表した。拘束されたスパイは18年前からポーランドで活動しており、経済活動にかかわっていた。

### エイブラムス戦車用輸送トレーラーの配備【13日】

ポーランド国防省は、本年から配備されるエイブラムス戦車を輸送するための輸送トレーラーの配備が開始されたと発表した。このトレーラーは、最大70トンの兵器を輸送することが出来る。

### ドゥダ大統領とバルト三国大統領のキーウ訪問【13日】

13日、ドゥダ大統領は、エストニアのカリス大統領、ラトビアのレヴィッツ大統領、リトアニアのナウセーダ大統領と共にウクライナを訪問し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と会談を行った。共同記者会見において、ドゥダ大統領は、「これを理解することは不可能である。これは戦争ではない。これはテロリズムであり、戦時法上の規則違反である」と述べた。また、同大統領は、「21世紀において、女性と子供を殺し、住宅地を爆撃し、民間人を殺害するために兵士を送ることは残酷であり無法行為である。規則を破る者にとって、国際社会に居場所はない」と述べた。さらに、同大統領は、また、「これらの犯罪を引き起こした張本人たちは、直接的に責任がある者だけでなく、間接的にも命令を下した者、つまり、民間人を殺害し、爆撃する許可を与えた者は、国際法廷によって罰せられなければならない」と強調した。

## 治 安 等

### 2022年第1四半期の交通事故統計【12日】

12日、ジェチポスポリタ紙は、国家警察本部が発表した統計により、本年第1四半期において、418名(前年:405名。以下同)が交通事故により死亡し、

約4,800名(4,296名)が負傷したことが明らかになった旨報じた。これまでの事故件数は4,136件(3,695件)であり、飲酒運転の摘発件数は約19,000件(18,478件)であったとのことである。

## 経 済

### 経済政策

### ウクライナ避難民支援で自治体に5億ズロチを補償【13日】

ポーランド政府は、ウクライナ避難民に対する経費補償として、地方自治体に約5億ズロチ支払うことを決定した。また、モラヴィエツキ首相と各地方自治体の長は、5月9日に政府、NGO、起業家等とのラウンドテーブルの協議を予定している。

### EUからのウクライナ避難民支援補助金【14日】

14日、ジェチポスポリタ紙は、EU理事会が、EU加盟国が受け入れたウクライナ避難民の数に応じて、2022年に35億ユーロを追加で受け取ることを可能にする規則を採択したと報じた。他方、これらの資金は新たな追加資金ではない。また、ポーランドの民間雇用者連盟レヴィアタンは、同EU資金は、現在ポーランドの予算を圧迫している教育、科学、労働市場、医療といった分野でより間接的な対策に使うことができない仕組みになっており、ニーズに対して全く不十分であると述べている。

## マクロ経済動向・統計

**食品価格の高騰続【13日】**

ジェチポスポリタ紙は、イースター時期には、前年比で食料品価格が2割高になると報じた。過去最高の穀物価格のほか、ウクライナ戦争や肥料、エネルギー、人件費の高騰により、小麦粉は25%程度、パンは25～30%程度、砂糖は30%程度価格が上昇すると予想される。スーパーマーケット・チェーンに

とって、価格競争は今や決定的な課題となっており、同紙は、この問題は、政府が現在の付加価値税引き下げ(ほとんどの食品を5%からゼロへ)を延長せざるを得ないほど深刻であると指摘。5月には石油だけでなく小麦粉や肉も最大70%高くなると予想されている。

## ポーランド産業動向

**ポーランド航空管制局の対立によるフライトの遅延【12日】**

ポーランド航空管制局(PANSA)の経営陣と労働組合の対立が長引き、先週末、ポーランドの空港、

特にワルシャワのショパン空港とモドリン空港で多くのフライト遅延が発生した。ポーランドで働く航空管制官600人のうち、170人が4月末までに仕事を辞めることになり、さらに遅延が悪化する可能性がある。

## エネルギー・環境

**マゾヴィエツキエ水素バレー【11日】**

ジスカ気候・環境副大臣は、37の企業や機関が、PKN Orlen が主導するマゾヴィエツキエ水素バレーの設立に関する協定に合意したと発表した。他にはワルシャワ工科大学、ウッチ工科大学、ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)などが含まれている。また、同副大臣は、ポーランド政府が「水素憲法」と呼ばれる当該分野の大きな法整備を進めていることを明らかにした。

ンフラが完成する2026年末以降に原子力発電所の建設は開始される予定である。3,750MWの発電所は、電源室や放射性廃棄物処理施設を含む3基の原子炉から構成される。また、4基目の準備もある。重元素は新設港から建設地に運ばれ、原子炉冷却水はバルト海から5.5kmのパイプで供給される。

**ポーランド初の原子力発電所の説明会【13日】**

国営原子力発電会社(PEJ)は、ポーランド初の原子力発電所の建設が計画されている自治体のうちホチェヴォ(Choczewo)の住民を対象とした説明会を開催した。説明によると、道路や鉄道を含む付随イ

発電所の建設には8,000人が従事する予定であり、うち3,000人が民間の宿泊施設、4,000人が新しく建設される宿泊施設、1,000人が建設現場近くのコンテナセンターに住むこととなる。地元自治体は建設期間中にビーチを傷つけたり閉鎖したりしないことを確認し、地元自治体に対しては下水処理場の建設資金を提供するよう求めた。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキ

ア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発生しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

### **孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ**

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催中です。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

### **【開催中】ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園における日本月間【2022年4月2日(土)～5月1日(日)】**

ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。写真展、ワークショップ、コンクール、花見等の行事が予定されています。イベントへの参加は無料ですが、植物園への入場は有料です。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny - Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細: [www.ogrod-powsin.pl/](http://www.ogrod-powsin.pl/)

### **【予定】第15回ウッチ大学日本デー【2022年4月23日(土)～24日(日)】**

ウッチ市にて、八雲琴クラブ協会主催「第15回ウッチ大学日本デー」が開催されます。日本に関する講義、武道デモンストレーション、様々なワークショップが予定されています。

主催: 八雲琴クラブ協会

場所: ウッチ市、Wydział Ekonomiczno-Socjologiczny Uniwersytetu Łódzkiego, ul. Rewolucji 1905 r. 39/41, Łódź

詳細: <https://fb.me/e/33XVCOPaV>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))